

急増する少額輸入貨物への対応に関する ワーキンググループ

中間とりまとめ（概要）

令和 7 年 1 1 月 2 6 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ

目次

<中間とりまとめ> (第5章)	<スライドタイトル>	<頁数>
	中間とりまとめ 全体像	2
第1章	本ワーキンググループ立上げの背景	3
第2章 第1節	BtoCによる輸入増大が及ぼす水際取締りへの影響	4
第2章 第2節	水際取締り上の課題と対応の方向性.....① 保税業者・通関業者の業務運営	5
	② 簡易・迅速な通関手続	6
	③ BtoCによる貨物における情報	7
第2章のまとめ	水際取締り上の課題への対応（総論）	8
第3章 第1節	輸入貨物への課税制度を取り巻く環境の変化とその影響	9
第3章 第2節	輸入貨物への課税制度上の課題と対応の方向性.....① 消費税に係る少額免税制度	10
	② 関税に係る少額免税制度	11
	③ 課税価格決定の特例	12
	④ 少額輸入貨物に係る簡易税率	13
第3章のまとめ	輸入貨物への課税制度上の課題への対応（総論）	14
第4章	輸入貨物に係る包括的な事項.....① 国際郵便	15
	② 通関業者を取り巻く環境	16
	③ 税関の体制整備	17

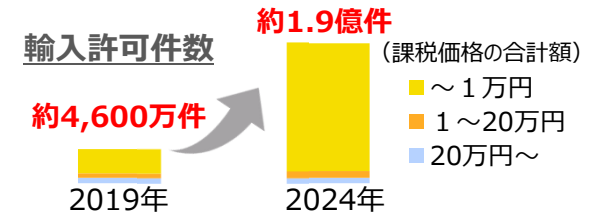
<資料>

価格帯別の輸入許可件数の推移・輸入許可件数と税関定員の推移	財務省関税局調
通関業者全体の収入と通関業収入比率の推移・輸入許可件数と通関業の収入の推移	財務省関税局調（通関業営業報告書より作成。令和6年は集計期間前。）
課税価格20万円以下の輸入貨物の国別件数/平均価格の推移	財務省関税局調（一輸入申告に複数の品目が含まれる場合、品目毎に集計。）
国内におけるネットショッピング支出額	総務省「2016～2024年 家計消費状況調査結果の概況」
世界の越境EC市場規模の拡大予測	経済産業省「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」
諸外国の少額免税基準	各国政府HP等
名目賃金指数と通関業の収入の推移	財務省関税局調、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

中間とりまとめ 全体像

WG立上げの背景

- 2024年の日本への輸入許可件数は約1.9億件（コロナ前（2019年）の約4.1倍）
- 特に、中国・韓国関連の越境ECサイトを利用したBtoCによる貨物（主に1万円以下）が増加
- 越境ECは消費者の生活に浸透しており、経済成長の観点でも重要な役割



水際取締り上の課題

- BtoCによる貨物を扱う一部の保税業者・通関業者の不適正な業務運営による不正事案の発生
 - BtoCによる貨物の輸入申告情報の不足
- ➡ 税関が知財侵害物品等の摘発を十分にできていないおそれ

課税制度上の課題

- 消費者への直送貨物が増加し、国内外の事業者間の競争上の不均衡が発生
- 輸入貨物毎のEPA税率確認等により、納税事務が複雑化

社会にもたらされる危険・不安の払拭

事業者の適正な業務運営、正確・十分な情報にもとづく輸入申告のもと、税関が適正・的確なリスク判定を実施できるように対応

- ① 保税業者に対する行政措置、適正な業務運営へのインセンティブ等
- ② 簡易・迅速な通関手続の一時利用制限等
- ③ BtoC貨物の情報入手に向けたプラットフォーム事業者との連携

経済的な歪みの解消・納税事務等の負担軽減

見直しによる通関実務上の相互の影響を考慮し、制度毎の検討のみならず全体像を俯瞰して対応

- ① 消費税に係る少額免税制度の見直しにおける適正課税の確保
- ② 関税に係る少額免税制度に係る検討の継続
- ③ 課税価格決定の特例の廃止
- ④ 簡易税率の利便性向上による事務負担軽減

※上記のほか、国際郵便・通関業者を取り巻く環境・税関の体制整備も議論

対応を通じて目指す姿



安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化
という“3つの社会的要請”の実現



越境ECの発展と、消費者にとっての安全性・事業者間の公平性の確保に寄与

3つの社会的要請

適正かつ
公平な
関税等
の徴収

安全・
安心な
社会の
実現

貿易の
円滑化

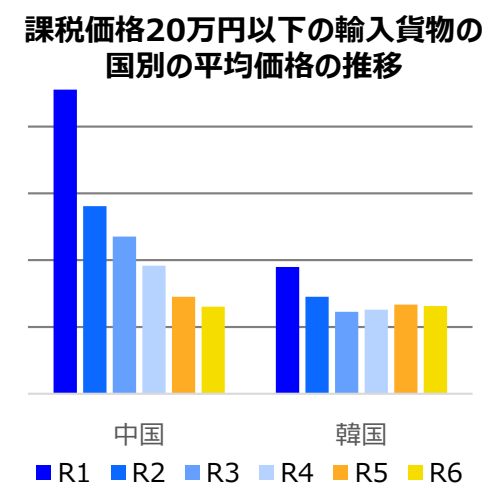
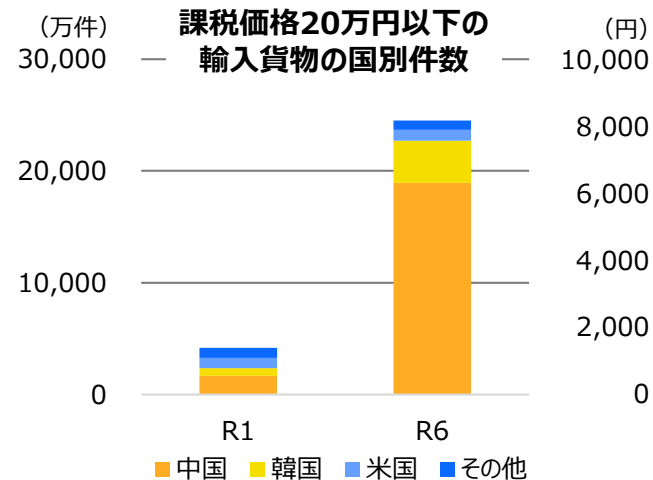
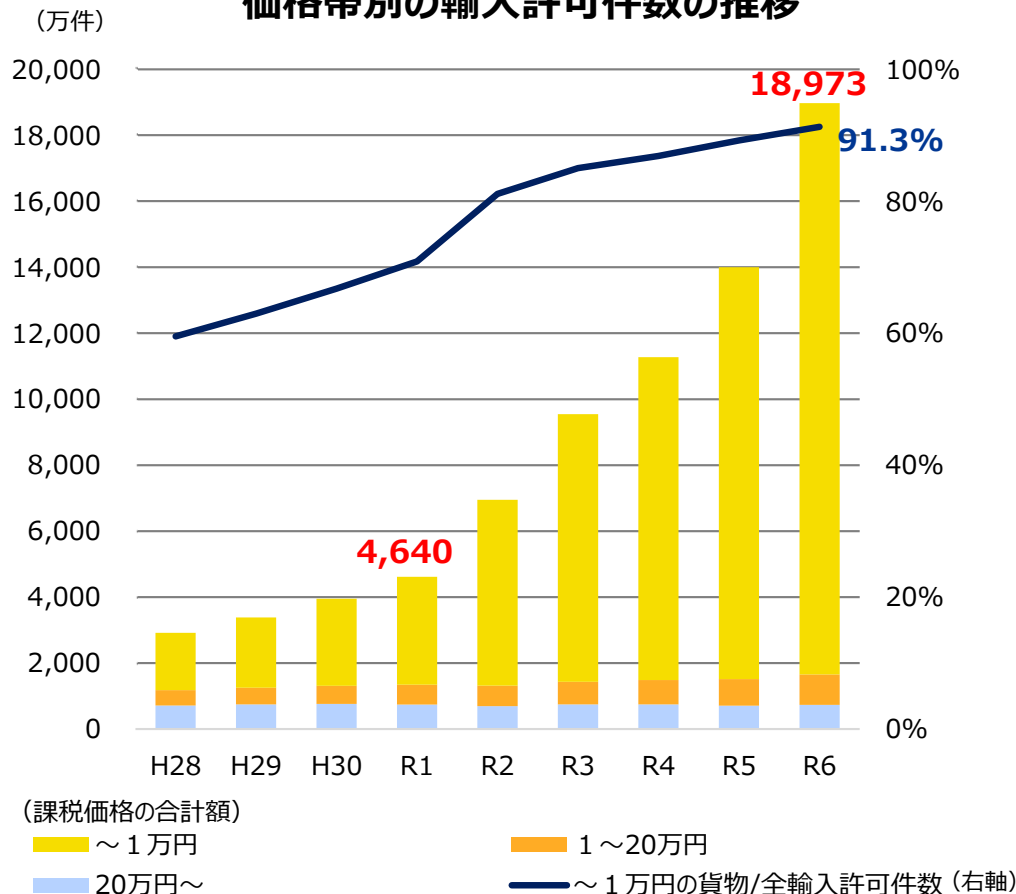
本ワーキンググループ立上げの背景

- 令和6（2024）年の輸入許可件数（約1.9億件）は、コロナ禍前（令和元（2019）年）の約4.1倍。
- 特に、関税・消費税の少額免税制度が適用される**課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物（少額貨物）**が全体の約9割を占め、中国・韓国を原産地とする輸入貨物の増加・平均価格の低下が見られる。したがって、**BtoCによる輸入の増大**、特に中国・韓国に関連した**越境ECサイト**の利用拡大が少額貨物増加の背景にあると考えられる。
- 越境ECは消費者の生活に浸透しており、経済成長の観点でも重要な役割を担う。

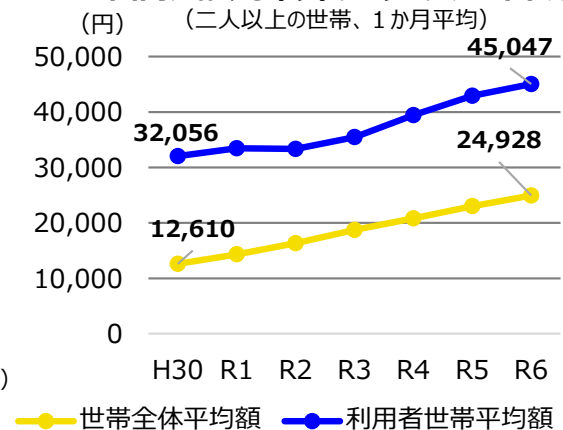
※ BtoC：Business to Consumer（個人消費者向け取引）、EC：E-Commerce（電子商取引）

➡ 輸入増大による影響を分析し、**水際取締り上の課題・輸入貨物への課税制度上の課題**への対応の方向性を検討

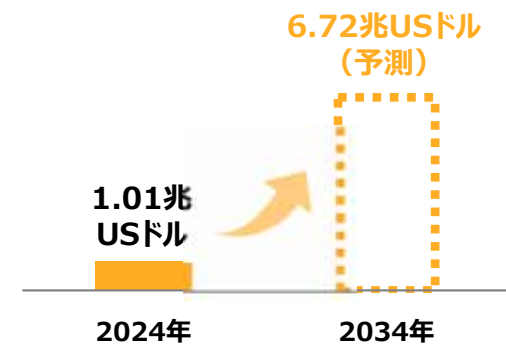
価格帯別の輸入許可件数の推移



国内におけるネットショッピング支出額



世界の越境EC市場規模の拡大予測

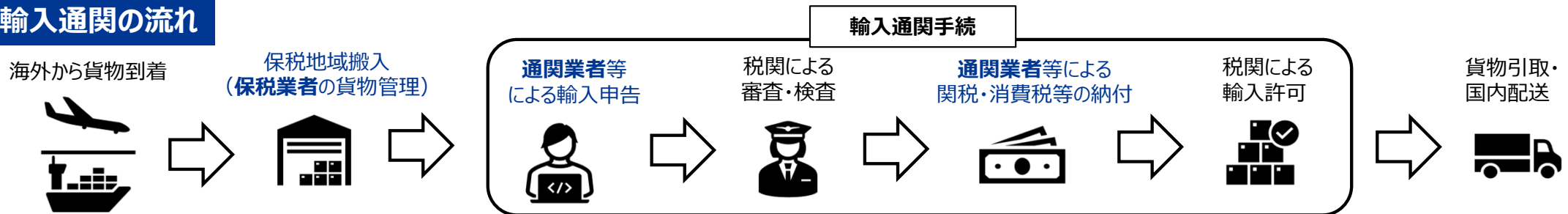


BtoCによる輸入増大が及ぼす水際取締りへの影響

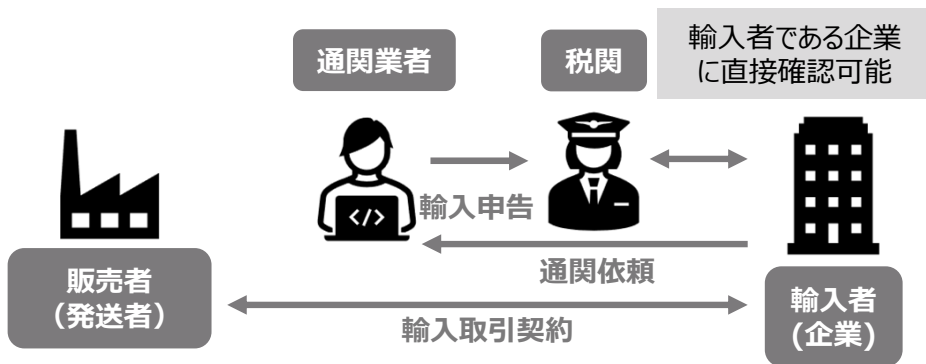
- 保税地域で貨物管理を行う**保税業者**、及び輸入者の代理・代行として通関手続を行う**通関業者**の適正な業務運営を前提に、税関は、輸入申告情報等を用いた審査・検査対象の選定（**リスク判定**）を行い、リスクの高い貨物に対して重点的な審査・検査を行っている。今般、税関において、これまで検査対象としてこなかった貨物も含めた検査を実施したところ、多くの知的財産侵害物品等が発見されており、**税関のリスク判定が十分に機能していないおそれがある**。
- この背景には、BtoCによる輸入は、BtoBと異なり、輸入者である個人消費者からの**情報入手**が困難である点、取引の場を提供するプラットフォーム事業者及びその場を通じて商品を売買する者がBtoCによる輸入へ参入することが容易であるため、これらの者が様々な資質をもつ点があると考えられる。
- 加えて、**BtoCによる貨物を扱う一部の保税業者・通関業者の不正事案**が発生しており、税関の厳格な水際取締りと迅速な通関の両立の前提となってきた**事業者の適正な業務運営に課題が生じている**。

※ 保税地域：輸入許可前の貨物の蔵置等を行う地域、BtoB：Business to Business（企業間取引）

輸入通関の流れ



BtoBによる貨物（商業貨物）に係る輸入申告



BtoCによる貨物（通販貨物）に係る輸入申告



水際取締り上の課題と対応の方向性 ①保税業者・通関業者の業務運営

背景・現状の課題

- 保税業者・通関業者において、事業参入（税関による許可要件等の審査あり）後、業務量の増加による不正事案が発生していることや、行政処分を受けての廃業後も再度事業参入が可能といった状況を踏まえると、事業参入後の**行政指導・行政処分**が重要。
- 他方、保税業者に対する監督については、行政指導として行う必要な改善を促すための助言・指導は、重大な不正の未然防止として限界があり、行政処分としては、許可取消等の事業継続に影響を及ぼすもの（外国貨物等の搬入停止、許可取消し）しか設けられていない。

➡ **軽微な不正が確認された段階での適正な業務運営の促進**や、適正な業務運営に向けた**自発的な取組の支援**が適当

保税業者・通関業者に対する行政措置

	保税業者（保税蔵置場）	通関業者
行政指導	・ 検査の結果等に応じて必要な改善を促すための助言・指導	・ 通関業務の適切な実施を確保するための改善指導
行政処分	・ 外国貨物等の搬入停止 ・ 許可取消し	・ 業務改善命令 ・ 業務停止 ・ 許可取消し

対応の方向性

- ◆ **保税業者・通関業者に対して税関が適時にフォローを行える体制の確保**（税関の保税部門、通関業監督官部門の体制整備）
- ◆ **きめ細やかなフォローを行うための段階的な行政措置の整備**（保税業者に対する「業務の適正性の確保を促す」行政処分の新設）
- ◆ **適正な業務運営の確保に取り組む事業者へのインセンティブ導入**（通関業者の資質に応じた税関の審査・検査、簡易・迅速な通関手続）

また、不正を繰り返す事業者に対するより厳格な対応、業界団体に加入しない事業者への対応についての検討が必要。

水際取締り上の課題と対応の方向性 ②簡易・迅速な通関手続

背景・現状の課題

- 輸入通関の簡易性・迅速性を提供する制度として、航空貨物について輸入申告項目の一部を省略できる**マニフェスト申告**、海上貨物のうち通販貨物について輸入申告項目の一部を省略できる**海上小口簡易通関**、全ての貨物について税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる**予備審査制**が存在。
- このうち、全ての者が利用可能であるマニフェスト申告・予備審査制は、一部の不十分な法令遵守意識の通関業者が悪用したことによる不正事案が発生。
- ➡ 不適正な輸入申告を行う者に対しての**簡易・迅速な通関手続の利用制限**が有効
- 海上小口簡易通関の利用に必要な貨物の事前情報の提供や、AEO制度の認定の取得等に取り組む通関業者は、こうした取り組みを行わない通関業者も容易に輸入通関の簡易性・迅速性を享受できる現状に不公平感を抱いている。
- ➡ **適正な業務運営に取り組む者に限った輸入通関の簡易性・迅速性というベネフィットの提供**が必要

対応の方向性

- ◆ 不適正な輸入申告を繰り返し行う等の通関業者に対する簡易・迅速な通関手続の一時的な利用停止措置の導入
- ◆ 事前の貨物の情報提供等を要件とした簡易な通関手続の航空通販貨物への拡大

簡易・迅速な通関手続の対応の方向性（イメージ）

- ※ 1 少額免税制度の適用等の一定の条件に該当する航空貨物で利用可能
- ※ 2 全ての輸入貨物で利用可能
- ※ 3 少額免税制度の適用等の一定の条件に該当する海上の通販貨物で利用可能

適正な業務に向けた取組み

【通関業者】

AEO通関業者
貨物の情報提供を行う通関業者

一般の通関業者

【通関手続】

マニフェスト申告（※ 1）
予備審査制（※ 2）

海上小口簡易通関（※ 3）
航空小口簡易通関（仮称）

一般申告

簡易性・迅速性の付与

水際取締り上の課題と対応の方向性 ③BtoCによる貨物における情報

背景・現状の課題

- BtoCによる輸入では、個人輸入者からの情報入手が困難であるため、通関業者は輸入申告に必要な貨物の情報を**海外運送業者**等から入手する必要。
- ➡ 関税局・税関と**プラットフォーム（PF）事業者**の連携の下、**販売者**が自社で扱う貨物の迅速通関・安全配送のため、正確・十分な貨物の情報が通関業者に流れることの重要性を認識することで、貨物の情報が滞りなく流れる仕組みを構築する必要

BtoCによる輸入・商品売買に係る情報の流れ



対応の方向性

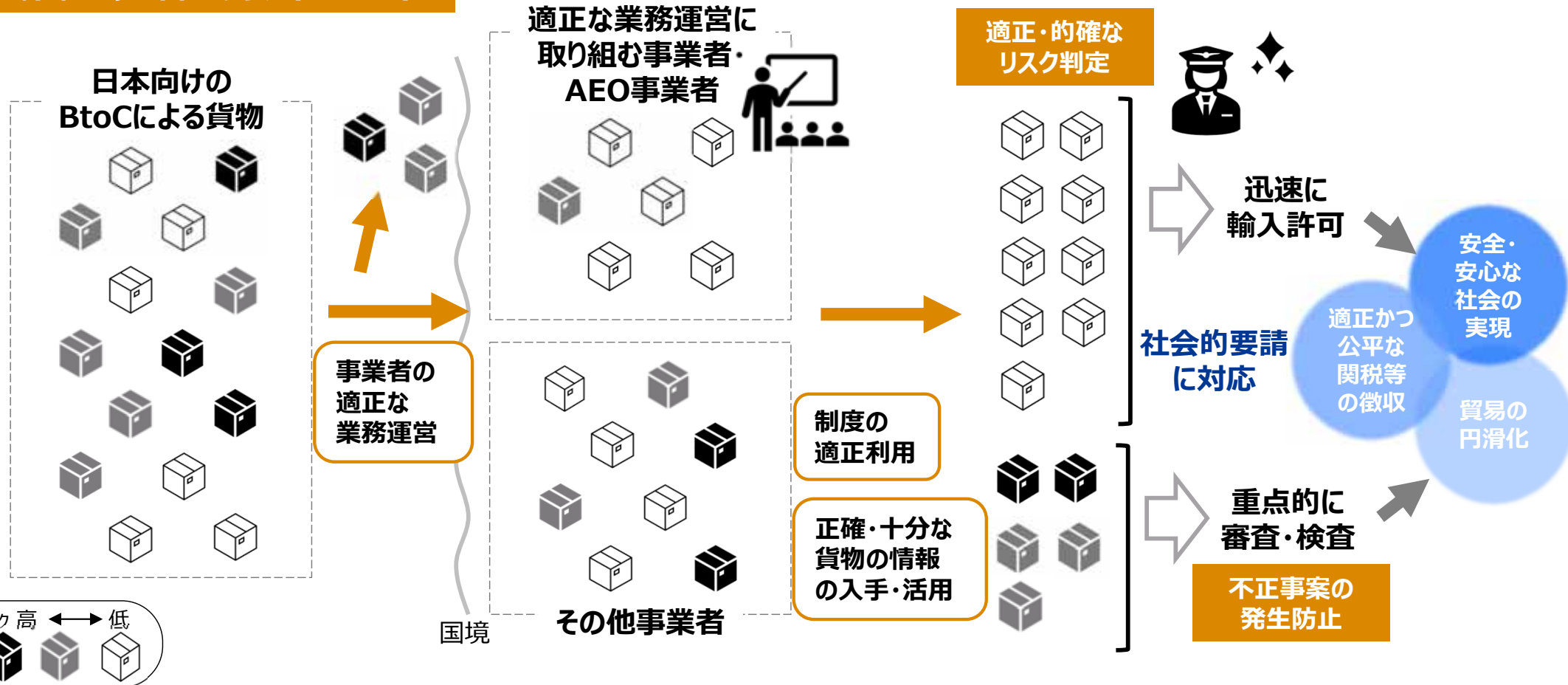
- ◆ 関税局・税関やPF事業者から販売者に対する貨物情報の提供の重要性の周知（基礎的な通関制度についての多言語での案内）
- ◆ 関税局・税関と国内外のPF事業者間での連携の拡大
（既存の連携の枠組み（覚書（MOU）等）を活用した新規のPF事業者との協力関係の構築、税関からPF事業者に対する違法な貨物に係る商品の情報提供とこれを受けたPF事業者から税関に対するその販売者等の情報提供、複数のPF事業者を交えた定期的な意見交換の実施）
- ◆ 関税局・税関がPF事業者・販売者の保有する情報を入手・処理できる体制の検討
（PF事業者等の保有する個別の販売情報の入手・活用方法の検討、税関・PF事業者間のシステム間連携による効率的な情報入手の検討、個別の販売情報を提供するPF事業者へのインセンティブの検討）

また、PF事業者をはじめとするBtoCによる売買に関係する者は、それぞれが把握可能な貨物に係る情報に限りがあるため、輸入申告や違法な貨物に係る情報等の提供に誤りがあった場合の責任の範囲を分かりやすい形で示す必要。

水際取締り上の課題への対応（総論）

- 税関の体制整備や保税業者に対する行政処分の新設、通関手続の制度・運用の見直しを通じた保税業者・通関業者の適正な業務運営の確保により、リスクの高い貨物の国内流入が減少。
 - プラットフォーム事業者や販売者からの正確・十分な貨物情報の入手により、輸入申告の正確性を確保。
- ➡ これらの取組を通じて、**税関での適正・的確なリスク判定**を実現し、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、適正かつ迅速な通関を通じた貿易の円滑化という**3つの社会的要請**の実現を図ることが望ましい

水際取締りの目指す姿（イメージ）



輸入貨物への課税制度を取り巻く環境の変化とその影響

- 輸入申告時に納付する関税・消費税の確定には、輸入する貨物の品目分類や適用する税率の決定等の**納税事務負担**が生じる。
- 納税事務等の負担軽減のため、関税・消費税に係る**少額免税制度**、少額輸入貨物に係る**簡易税率**が設けられている。更に、商業用貨物と個人使用貨物との間の課税の公平性確保のため、**課税価格決定の特例**（0.6掛け）がある。
- これらの制度導入から30年以上が経過する間に、BtoCによる輸入が一般化し、国外事業者が国内消費者に貨物を直送するケースが増加。こうしたケースの場合、BtoBにおける輸入と違い、課税価格の合計額が1万円以下となることによる少額免税制度の適用や個人使用貨物であることによる課税価格決定の特例の適用があるため、**国内外の事業者間の競争上の不均衡**が発生。
- 加えて、EPA等が拡大する一方で、少額輸入貨物に係る簡易税率は2002年以降改正されていない。このため、EPA税率の方が簡易税率より低い場合が多く、輸入貨物毎のEPA税率の適用可否の確認等により**納税事務が複雑化**。

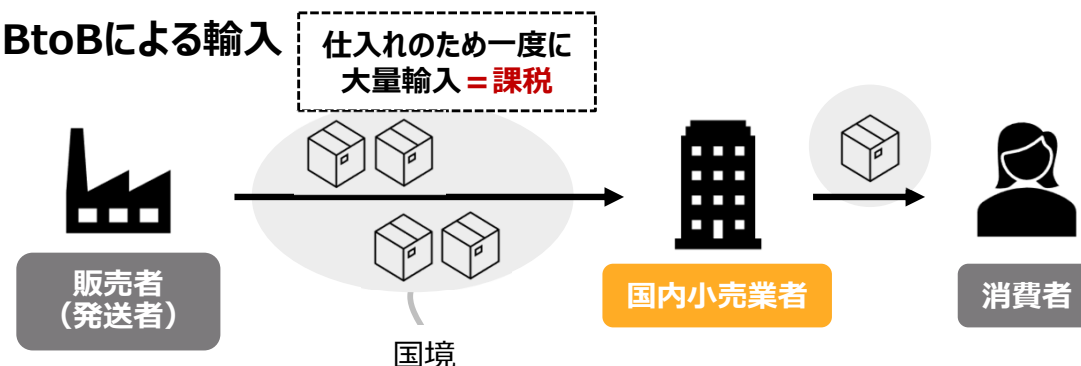
※ EPA：経済連携協定

少額輸入貨物に関する主な課税制度

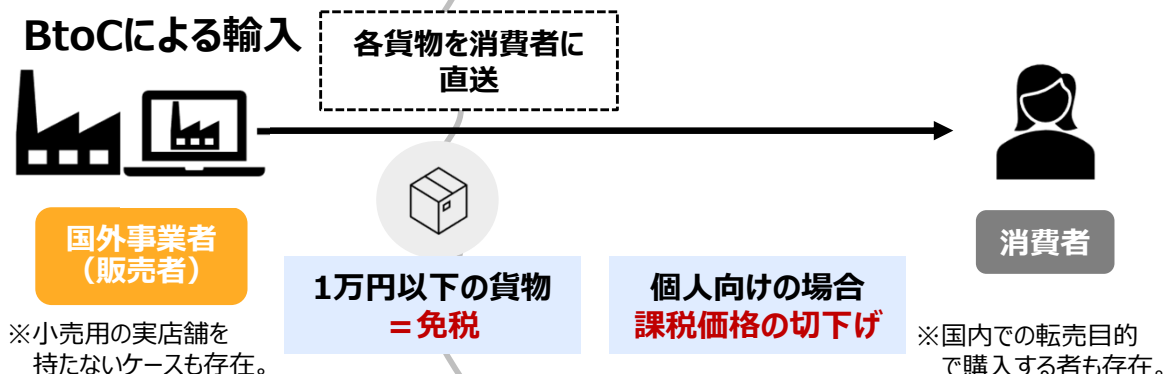
制度	概要	関係法
関税に係る少額免税制度	1989年導入。 課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について、関税を免除。適用除外物品あり。	関税定率法
消費税に係る少額免税制度	1989年導入。 課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について、消費税を免除。適用除外物品あり。	輸徴法 (輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律)
課税価格決定の特例	1980年導入。 個人使用貨物の課税価格を海外小売価格×0.6とする。	関税定率法 消費税法
少額輸入貨物に係る簡易税率	1993年導入。 課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物について、原則7区分の関税率が適用。適用除外物品あり。	関税定率法

BtoBとBtoCによる輸入における国内外の事業者の違い

◆ BtoBによる輸入



◆ BtoCによる輸入



輸入貨物への課税制度上の課題と対応の方向性 ①消費税に係る少額免税制度

背景・現状の課題

- 納税者の事務負担の軽減等のため、少額貨物（一部の品目を除く）で消費税を免除する制度。1989年導入。政府税制調査会専門家会合において、国内外の事業者間の競争上の不均衡の解消を目的として見直しを検討。
- 既に見直しを実施したEU・豪州では、税務当局に登録を行った**プラットフォーム（PF）事業者等に対し納税義務**を課す制度が導入。PF等を通じて購入される少額の通販貨物について、課税時期が販売時と輸入申告時の2パターン生じる。

➡ 通関業者及び税関が、**輸入申告時に課税される貨物か否かを識別**できる必要

※ 少額貨物：課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物

EU・豪州における少額の貨物に係る消費税等の課税方法

A. 自社ECサイトで販売



- ① 注文を受け海外から国内消費者に直送
- ② 消費者が注文・決済時に販売者・PF事業者が消費税等支払い
- ③ 販売者・PF事業者が税務当局へ納税

国境



販売者



納税義務者

プラットフォーム



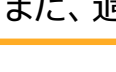
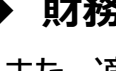
(出品)

販売者



納税義務者

B. PF上で販売



専門家会合における課税方法の見直しの方向性

納税義務者	課税時期	納税先
国税当局に登録を行ったPF事業者等が販売する少額貨物	販売時	国税当局
上記以外の少額貨物	輸入申告時	税関

※EU・豪州での対応をもとに記載

EU方式：税務当局への登録（任意）をした販売者・PF事業者が納税。登録がない場合は消費者に納税義務。（少額免税制度自体を廃止）

豪州方式：税務当局への登録（一定規模以上の場合に登録義務）をした販売者・PF事業者が納税。登録がない場合は免税。（少額免税制度は存置）

対応の方向性

- ◆ 輸入申告項目への「プラットフォーム事業者等の番号」及び「販売時における課税の有無」の追加
- ◆ NACCSや通関業者をはじめとした民間事業者の自社システムへ与える影響を踏まえた準備期間の確保
- ◆ 財務省関税局・税関から通関業者・輸入者に対する十分な事前説明の実施

※ NACCS：輸出入・港湾関連情報処理システム

また、適正かつ公平な消費税の徴収の観点から、国際郵便においても一般貨物と同様の措置を取る必要。

輸入貨物への課税制度上の課題と対応の方向性 ②関税に係る少額免税制度

背景・現状の課題

- 納税者の事務負担の軽減及び税関の円滑な通関処理のため、少額貨物（一部の品目を除く）で関税を免除。1989年導入。
- 少額貨物の多くで関税が免除されていることにより、**国内外の事業者間の競争上の不均衡**、分割発送・低価格申告等の誘因による**課税の中立性**への影響、**国内産業保護機能**への影響等の課題が顕在化する可能性。
- 少額免税基準（1万円）の引下げ・廃止は、上記の課題解消につながる一方、通関業者の**申告納税業務・税関の賦課課税業務**が新たに発生。迅速な通関の実施に影響が生じ、輸入者の利便性を損なうおそれ。
- 少額免税基準の引上げは、課税の対象となる貨物が減ることで貿易の円滑化の促進につながる一方、**世界的な少額免税制度廃止の潮流**や日本における消費税に係る少額免税制度見直しの検討との整合性に懸念。

※ 賦課課税方式：税関が関税等の納付すべき額を決定する方式。課税価格の合計額が20万円以下の国際郵便物に対し適用。

納税事務の例（関税額の確定に必要な主な作業）

- ◆ **品目分類** 輸入統計品目表（実行関税率表）から輸入貨物が該当する統計番号を特定
- ◆ **原産地の証明** 輸入貨物の原産地（＝物品の「国籍」）を確定
- ◆ **適用税率の決定** 適用する税率を選択・決定（後述）

- ・ 品目は、9,000以上に細分化。
- ・ 税率には、法律に定められた国定税率（基本税率・暫定税率）の他、WTO協定税率、EPA税率等がある。各税率が実行関税率表に記載。

（品目の細分化イメージ）



諸外国の少額免税基準

国名	関税	付加価値税等
米国	廃止（2025年8月）	—
EU	150ユーロ	廃止（2021年）
英国	135ポンド	廃止（2021年）
豪州	1000豪ドル	廃止（2018年）
韓国	150米ドル	150米ドル

対応の方向性

◆ 納税事務全体の見直し（少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し）と本制度に係る検討の継続

検討にあたっては、諸外国の関税に係る少額免税制度の動向や日本における消費税に係る少額免税制度の見直しの今後の状況を踏まえることが必要。併せて、納税事務全体の見直しの影響と効果等を確認するため、通関業者や国内事業者と意見交換を実施。

また、適用除外品目の該当の確認が納税事務等の負担となっているため、適用除外品目の見直しも考えられる。

輸入貨物への課税制度上の課題と対応の方向性 ③課税価格決定の特例

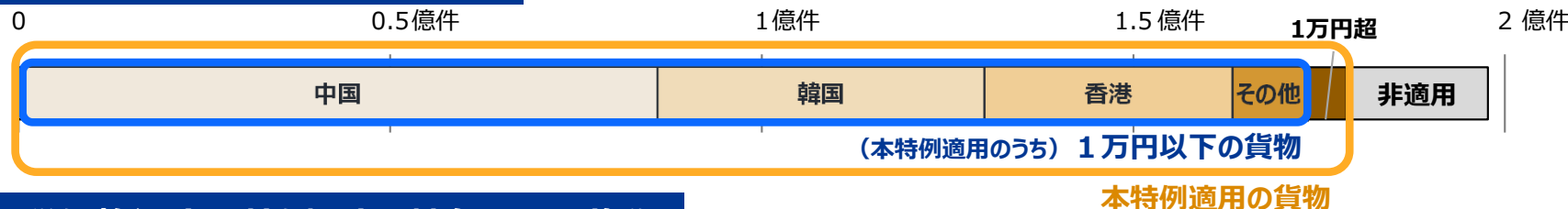
背景・現状の課題

- 個人使用貨物の課税価格を海外小売価格に0.6を乗じて算出。商業用貨物と個人使用貨物の課税の公平性確保の観点から、海外旅行の土産品等を念頭に1980年に導入。
- 制度導入から40年以上が経過し、海外旅行が一般化。本特例が適用された貨物の大半が、中国等からの少額貨物であることを踏まえると、個人が越境ECサイトで購入した商品の輸入において多く適用されていると考えられ、**立法趣旨の前提が消失・変容**。
- 越境ECの拡大により、**①越境ECサイトで商品を販売し、国内消費者に直送する国外事業者**と、**②商業貨物として商品を輸入して国内消費者に販売する国内小売業者**との間での課税価格に差が生じるという**競争上の不均衡が顕在化**。
- 輸入者が、国内での再販売・転売を目的として、本特例を**不正に利用**する事例も発生。

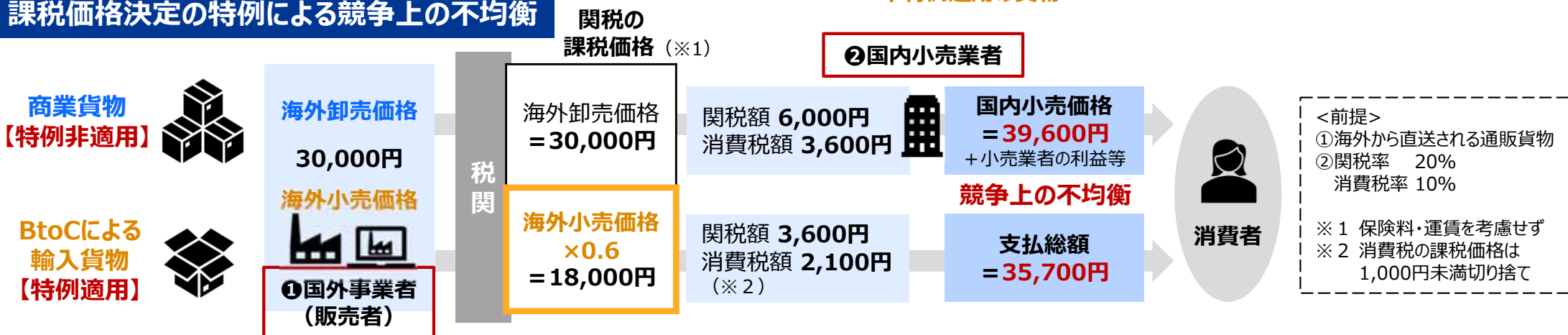
課税価格決定の特例の適用状況

※財務省関税局保有の輸入申告（申告納税）データ

2024年度において、輸入者が個人の消費者と想定される申告を本特例が適用されたものと仮定して集計（暫定値）。



課税価格決定の特例による競争上の不均衡



対応の方向性

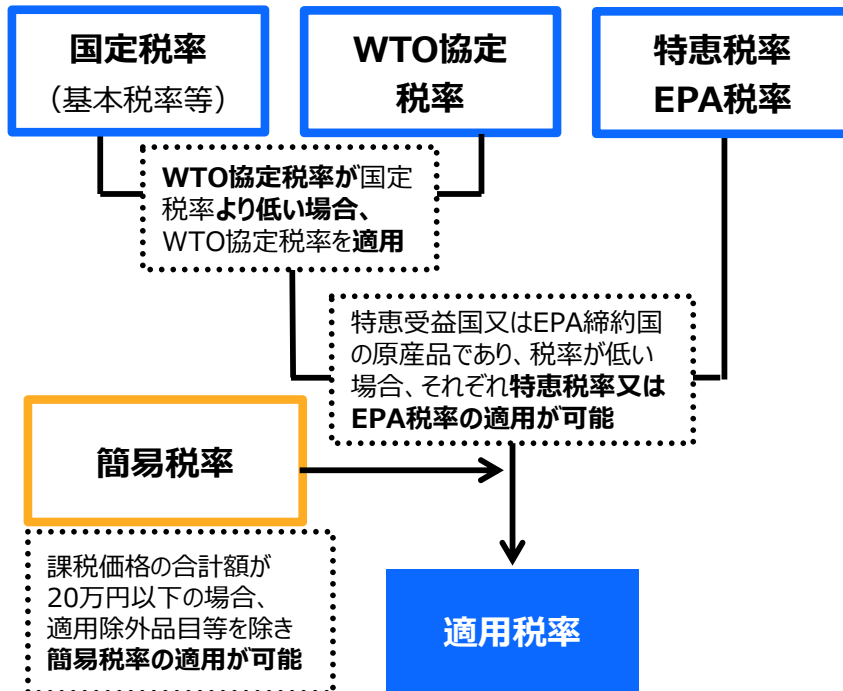
- ◆ 課税価格決定の特例の廃止

輸入貨物への課税制度上の課題と対応の方向性 ④少額輸入貨物に係る簡易税率

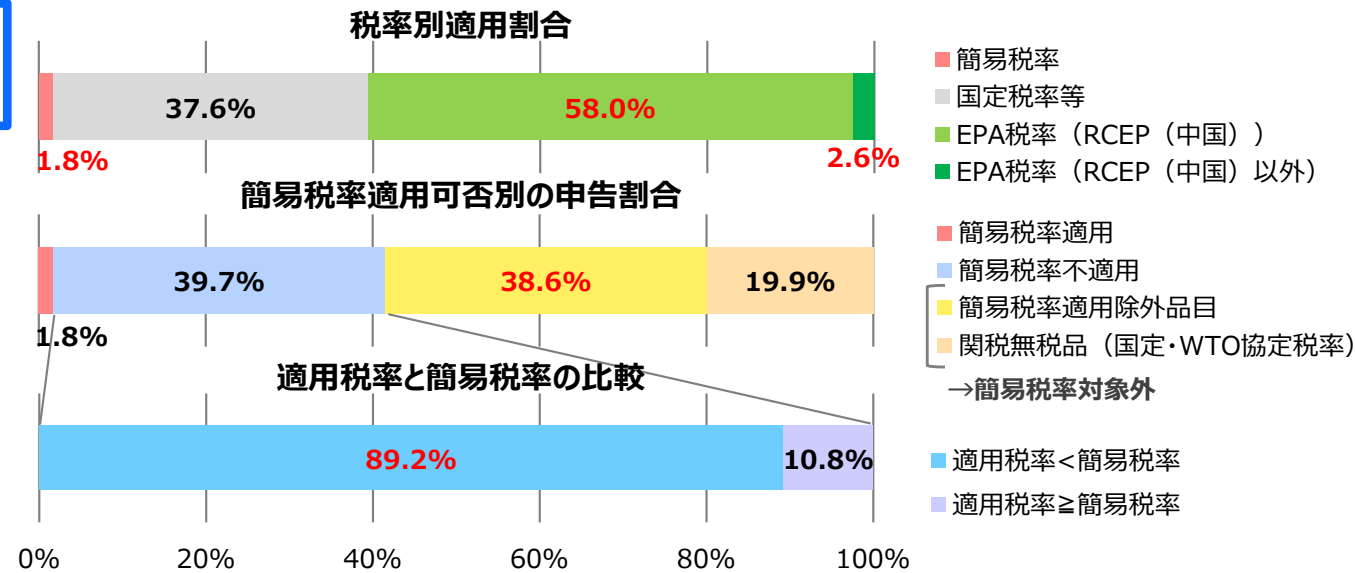
背景・現状の課題

- 課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物（一部の品目を除く）で、品目を大別した7つの税率区分から該当する区分の関税率の適用が可能。納税事務等の負担軽減による貿易の円滑化を目的として1993年に導入。
- 課税価格 1 万円超20万円以下の申告のうち、本税率適用の申告の割合は約 2 %。この背景には、数多くのEPA発効に伴って生じた**簡易税率より低いEPA税率**の税率水準や、**適用除外品目の申告の増加**があると考えられる。

適用税率決定の流れ



課税価格 1 万円超20万円以下の申告における税率適用状況



対応の方向性

◆ 少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し（現在のEPA税率等を踏まえた税率水準、適用除外品目の検討）

また、通関実務上は該当の税率区分確定にあたってより詳細な品目分類を要する場合があることや、適用除外品目以外にも簡易税率が適用できない輸入申告（少額合算貨物等）があること等に留意し、本税率の利用促進を図るための全体的な見直しとする必要。

輸入貨物への課税制度上の課題への対応（総論）

- 制度導入から30年以上の間の大きな社会構造の変化により生じた課題に対して、**経済的な歪みと納税事務等の負担**という2つの観点からの対応の検討が必要。
- ①消費税に係る少額免税制度、③課税価格決定の特例は、国内外の事業者間の競争上の不均衡の解消を図るため、見直しが必要。一方、これらの制度の見直しにより生じる事務負担や、②関税に係る少額免税制度の見直しによる納税事務等の負担削減を求める意見等があった。
- この点、④少額輸入貨物に係る簡易税率をはじめとする**納税事務全体の見直し**は通関業者や税関の負担を減らす効果。
- 輸入貨物への各課税制度の見直しにおいては、通関実務への影響が相互に関連するため、個別の検討のみならず、全体を俯瞰した上での対応を行うことで、貿易の円滑化と適正かつ公平な関税等の徴収の両立を実現する観点が求められる。

輸入貨物への課税制度上の課題と考慮すべき事項

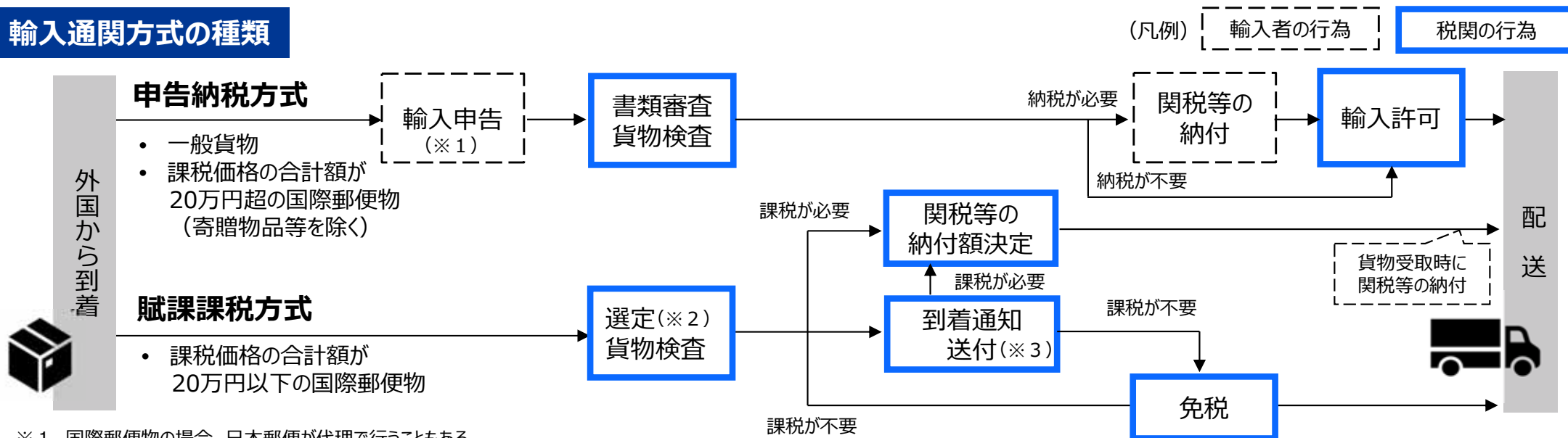
制度	導入年	概要	導入時の目的	現状の課題	対応にあたって考慮する事項
①消費税の少額免税制度	1989年	課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について、消費税を免除。適用除外物品あり。	納税事務等の負担軽減	国内外の事業者間の競争上の不均衡	通関実務上の対応
②関税の少額免税制度	1989年	課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について、関税を免除。適用除外物品あり。	納税事務等の負担軽減	国内外の事業者間の競争上の不均衡・貿易の円滑化 等	納税事務等の負担増
③課税価格決定の特例	1980年	個人使用貨物の課税価格を海外小売価格×0.6とする。	課税の公平性確保	国内外の事業者間の競争上の不均衡・不正事案の発生	納税事務等の負担増
④少額輸入貨物に係る簡易税率	1993年	課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物について、原則7区分の関税率が適用される。適用除外物品あり。	納税事務等の負担軽減	EPAの拡大等に伴う適用率の低下	利用促進のための全体的な見直し

輸入貨物に係る包括的な事項 ①国際郵便

背景・現状の課題

- 課税価格の合計額が20万円超の国際郵便物は申告納税方式が適用。20万円以下は**賦課課税方式**が適用。
- 水際取締りについては、日本郵便・総務省と連携し、**EADを活用した検査等**を実施。一方、一般貨物における水際取締りを強化すると、不適正な業務運営の事業者が国際郵便をより多く利用する懸念がある。
※ EAD : Electronic Advance Data (事前電子情報)
- 課税面では、**越境ECを利用した国際郵便**は、受取人が自分の意思で購入した商品が海外から送られるため、従来の国際郵便における、内容物を把握していない名宛人による適正な申告を期待できないため申告納税方式を適用できないという前提が当てはまらなくなっており、世界的にも越境ECの拡大を踏まえた対応が見られている。

輸入通関方式の種類



※ 1 国際郵便物の場合、日本郵便が代理で行うこともある。

※ 2 税関職員が郵便物に貼付された税関告知書等を確認し、検査や課税等の要否を判断。

※ 3 書類の提出を求める必要があるもの（価格が不明なもの等）の場合、名宛人に内容品等の確認を行う

対応の方向性

◆ 財務省関税局・総務省・日本郵便間で越境ECを利用した国際郵便に係る課題の共有と対応の検討

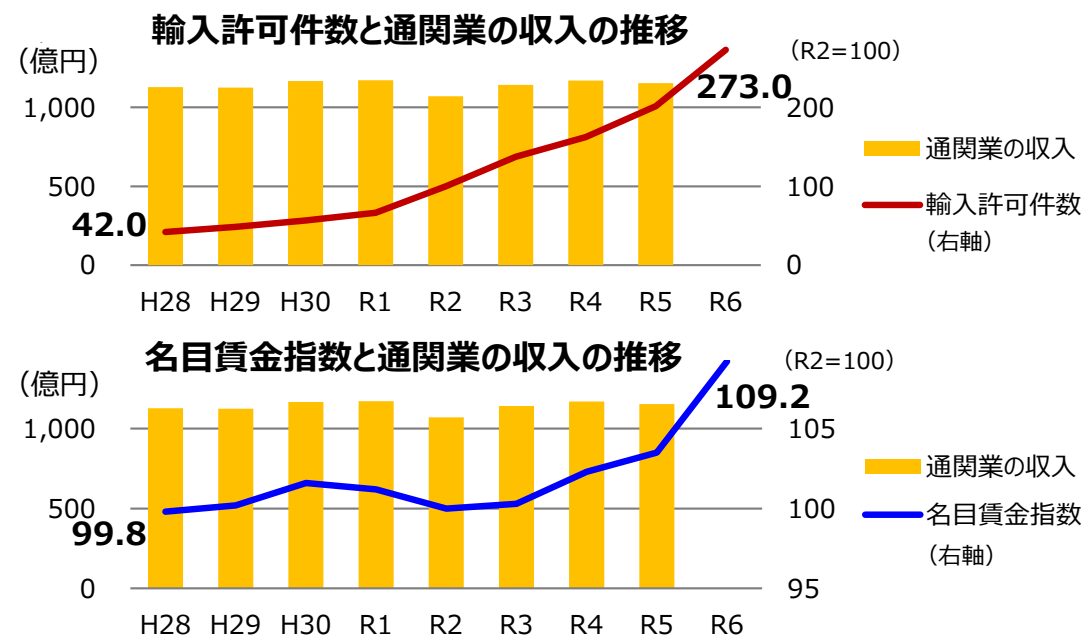
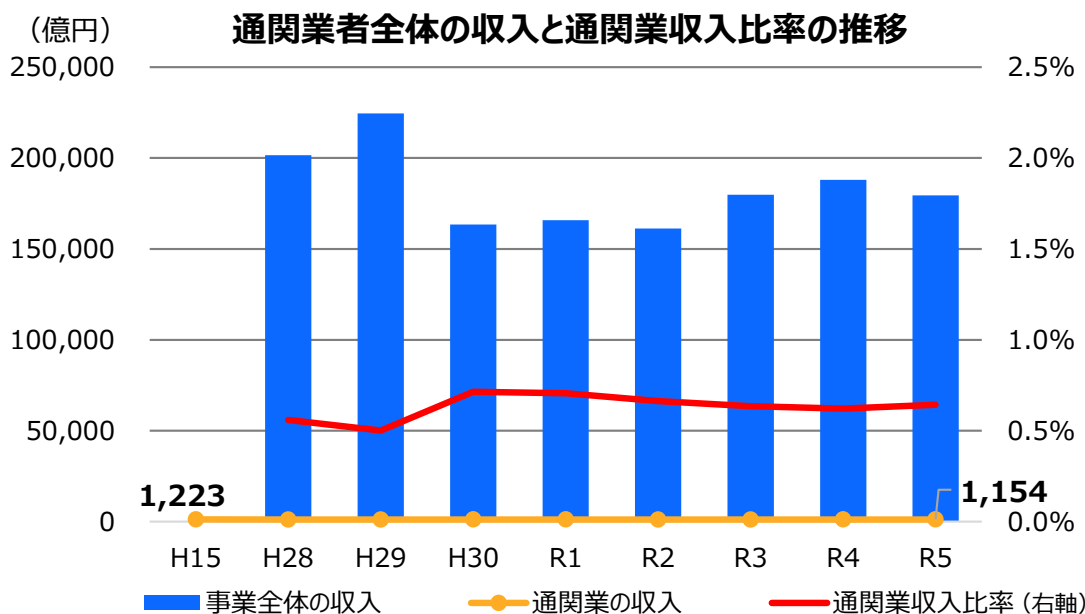
(EADの入手・活用をはじめとする厳格な水際取締りの引き続きの実施、越境ECを利用した国際郵便に対する適正課税のあり方の検討)

また、特に適正かつ公平な関税等の徴収の観点から、一般貨物と差異が生じないよう、引き続き税関の体制を確保していくことが必要。

輸入貨物に係る包括的な事項 ②通関業者を取り巻く環境

背景・現状の課題

- 輸入者を代理・代行して適正な通関手続を行う通関業者は、近年の輸入貨物の増大やEPA等の進展に伴う通関手続の複雑化の中で、**国際物流におけるインフラ**としての重要性が高まっている。
- 通関業者のほぼ全ての者が港湾運送事業・倉庫業等を兼業しているが、事業全体の収入に占める通関業の収入割合は低い。輸入件数の増加や名目賃金の上昇の中においても**通関業収入額が横ばい**であり、**労務費等の通関業務料金への転嫁**が進んでおらず、適正な通関を行う上で必要な収入を事業者が確保できていない可能性。
- 通関業者が輸入者に代わって輸入貨物の関税・消費税等を一時的に支払う**立替払い**が商慣習としてある。これをセールスポイントとしたビジネスを確立している者がいる一方、荷主からの要請でやむなく対応している者も存在。



対応の方向性

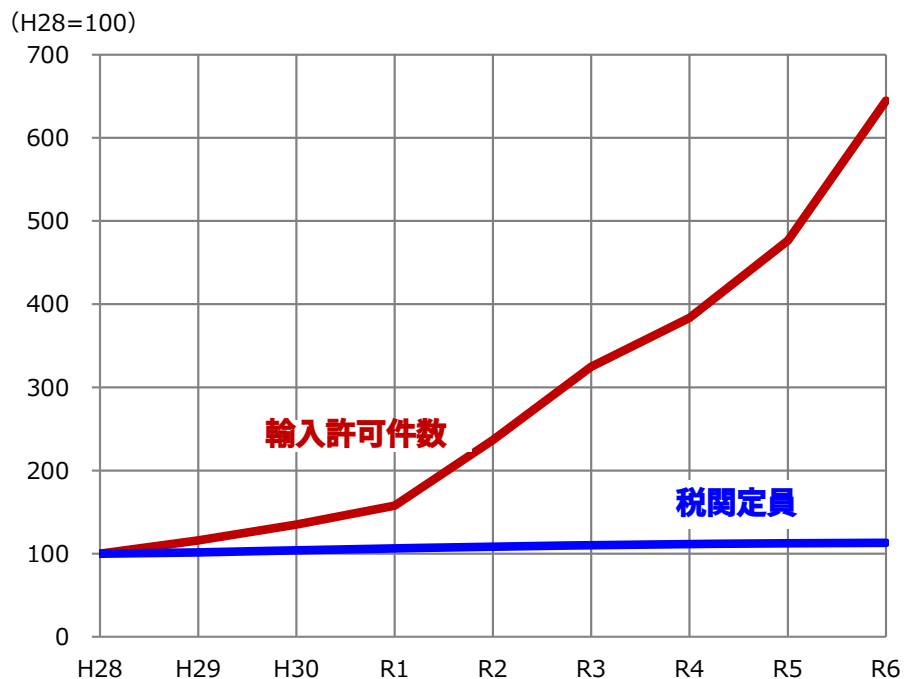
- 適正な業務運営の確保のため、労務費等の通関業務料金への適切な転嫁が可能となるような環境の整備が望ましい。
- 立替払いについては、輸入者が直接納税しやすい環境整備や、荷主の優越的地位を利用して不当に立替払いを行わせることが不公正な取引につながるおそれのある旨の周知を引き続き行うことが望ましい。

輸入貨物に係る包括的な事項 ③税関の体制整備

背景・現状の課題

- 越境ECの拡大に伴い生じている課題への対応のため、まずは、税関の体制や通関業務のあり方の見直しが重要。
- 一方、輸入許可件数の増加が見込まれる中であっては、上記のような税関の定員増・業務の効率化での対応のみでは限界があるため、税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」にあるような、先端技術等を活用した業務の高度化・効率化も必要。

輸入許可件数と税関定員の推移



スマート税関構想2020の概要

- ・「スマート税関構想2020」を策定（2020年6月）
- ・「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を策定し、施策をアップグレード（2022年11月）

Solution（利便向上策）

Multiple-Access（多元連携）

Resilience（強靱化）

Technology & Talent
（高度化と人材育成）

【取組例】

税関検査場のDXに向けた取組

- － 先端技術を活用した機器等の円滑な導入や検査工程のオートメーション化を推進

X線CT装置によるAI及び物質識別を活用した不正薬物検知の調査・研究

- － 不正薬物を自動検知する機能の調査・研究

検査画像データの蓄積

- － AIによる検査画像解析の検討

入国旅客に係る手続のデジタル化

- － 入管・税関手続に必要な情報を同時に提供することができる共同キオスクの設置空港の拡大

対応の方向性

- 保税部門・通関業監督官部門、国際郵便（外郵出張所）を含めた税関における適切な人員の確保や、越境EC貨物の特性に着目した通関手続の枠組み等の検討を実施。
- 先端技術を活用した検査機器等の円滑な導入等の「スマート税関構想2020」関連施策の一層の進展が望ましい。